

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月22日
独立行政法人国立女性教育会館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 令和5年度の実績

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計に関する契約、④-2 建築物の維持管理に関する契約、④-3 建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に関する契約のうち、以下のとおり契約を締結した。

○ 電気の供給を受ける契約

契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約電力	720kW
予定使用電力量	1,294,164kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）（注）を実施したが、不調となり、随意契約も締結ができなかったため、最終保障契約を締結。
入札申込者	申込者 なし
契約者	東京電力パワーグリッド株式会社

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギーの導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物の設計・維持管理・改修、産業廃棄物の処理に係る業務については調達する案件がなかった。

3 その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。